

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	水産庁漁政部水産経営課
部署の業務内容	水産業経営の改善及び安定、水産業の振興のための金融措置、税制の調整、漁協等の組織の発達、漁業信用基金協会の業務の監督等に関すること。

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	漁業者・国民に対して、融資機関と連携しながら、それぞれのケースに応じて活用できる資金の種類を紹介したパンフレットを作成・配布している。また、保証についてもパンフレット等により周知に努めている。これらにより、水産関係の金融措置について徐々に周知が図られているとの評価を受けている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国民からの信用事業についての苦情等に対して、系統金融機関が適切に対応するよう指針やガイドラインを策定している。こうしたルールについて、改善すべとの声は寄せられていない。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	政策の説明会や意見交換会等は、漁業者・国民の現場の声を直接聞く場として重要であり、従来から行っているところである。 今後とも、予算要求、制度の見直し等を通じて漁業者・国民の声をより施策に適切に反映させるよう努めていく。しかしながら、反映の可否、反映の度合などは、ケースバイケースで判断される面があり、ルール化についてはこのことに留意する必要がある。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	当課の業務は、系統団体等を対象としたものが重要な部分を占めているが、様々な施策を特定の者の利益に偏ることなく実施し、安全・安心な食料の安定供給に資するものとなるよう留意しながら日々業務を行うよう努めている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	各々の職員が自らの業務を点検した結果、直接、食の安全に関連する事項はないものの、漁協系統団体に対する指導を通じて国民の食の安全に対するニーズに応えていきたい。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	当課の業務としては、直接的に食の安全に係わる業務はないが、近年、国民の食の安全に対する関心やニーズが高まってきており、国民の健康を守るという観点から、漁協系統団体等においても食の安全についての自主的な取組を強化することとしており、こうした取組に対して積極的に指導・援助するように努めている。 また、最近の事例として、ノロウィルスやメラミンのような食の安全に直接的な影響を及ぼす問題に対しては、関係省庁からの情報を速やかに関係漁業団体に通知する等の措置を講じている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			
			
			